

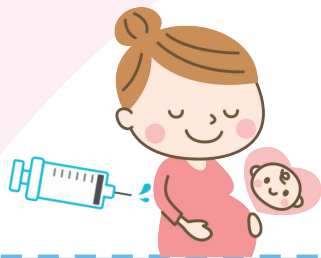
令和8年4月1日
定期予防接種開始

RSウイルスワクチン



【組換えRSウイルスワクチン】

定期予防接種のご案内



対象の港区民の方には、妊娠届の情報をもとに順次予診票を区から送付します。

RSウイルス感染症予防ワクチン（母子免疫ワクチン）について

RSウイルス感染症は、RSウイルスによって引き起こされる急性の呼吸器感染症で、特に乳幼児に多く見られます。RSウイルスは年齢に関係なく何度も感染することがありますが、初めて感染した際には重症化しやすいとされており、特に生後6か月未満の感染では細気管支炎や肺炎などの重症化が懸念されます。生後1歳までに50%以上、2歳までにはほぼ全ての乳幼児が少なくとも一度はRSウイルスに感染すると言われていています。このワクチンを妊娠中の方が接種することで、体内で抗体*が作られ、その抗体*が胎盤を通じてお腹にいる赤ちゃんに移行し、生後の新生児や乳児のRSウイルスを原因とする下気道疾患を予防します。（*抗体=体の中で感染から守る働きをするタンパク質）

接種できる期間

妊娠28週から37週に至るまで（36週6日まで）

※接種後14日以内に出生した乳児への有効性は確立されていません。

接種方法・回数

0.5mlを妊婦の筋肉内に1回接種

対象者

接種日時時点で妊娠28週0日から36週6日までの方

東京23区内の実施医療機関

各区が指定した実施医療機関であることを、事前に医療機関又は医療機関所在地の自治体ホームページ等で確認してください。

予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関にご確認ください。

接種場所

上記に該当しない医療機関での接種を希望する場合

東京23区内の実施医療機関以外で接種を希望する場合は、

[接種前に「定期予防接種実施依頼書」の申請](#)をしてください。

「定期予防接種実施依頼書」の手続きについて、詳しくは区ホームページでご確認ください。

●港区民でない方はお住まいの自治体へ接種前にお問い合わせください。



実施依頼書についてはこちら

無料

○定期予防接種の開始前（令和8年3月31日以前）に接種を受けた場合、全額自己負担になります。

○区で発行した予診票を使用せずに接種を受けた場合、全額自己負担になることがあります。

○接種日時時点で転出されている場合、転出前に発行した予診票では接種できません。

接種前に転出先の自治体へお問い合わせください。転出前の予診票を使用した場合、全額自己負担になることがあります。

○実施医療機関以外で接種を希望する場合は接種前に申請が必要です。

「定期予防接種実施依頼書」を事前申請いただいた場合、費用の全部または一部を助成します。（償還払い）

「定期予防接種実施依頼書」について詳しくは区ホームページをご覧ください。

接種費用

持参するもの

本人確認書類（マイナンバーカード等住所・氏名・生年月日の確認ができるもの）

母子健康手帳（親子手帳）

区が発行したRSウイルスワクチン接種予診票

予診票がお手元がない方はお住まいの自治体に[接種前](#)にお問い合わせください。

問合せ

港区予防接種予診票コールセンター TEL : 03-6400-0094

みなと保健所 保健予防課保健予防係 港区三田1丁目4番10号 TEL:03-6400-0081



港区RSウイルス
ワクチンHP